



(Japan Skipjack tuna Society)

平成 2 6 年 度

通 常 総 会 議 案 書

*と き 平成26年6月28日(土) 11時00分～

*ところ 高知大学メディアホール

高知市曙町2-5-1

TEL : 088-844-8643

日本カツオ学会事務局

〒780-8073

高知市朝倉本町2丁目17-47 高知大学 地域連携推進センター内

TEL : 088-844-8555 FAX : 088-844-8556

E-mail : katsuo@kochi-u.ac.jp http : www.katsuo-gakkai.jp



(Japan Skipjack tuna Society)

通 常 総 会 次 第

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人指名

5. 議 事

第 1 号議案 平成 2 5 年度事業報告について

第 2 号議案 平成 2 5 年度収支決算について（監査報告）

第 3 号議案 平成 2 6 年度事業計画(案)について

第 4 号議案 平成 2 6 年度収支予算(案)について

第 5 号議案 定款の一部変更について

第 6 号議案 その他

6. 閉 会



(Japan Skipjack tuna Society)

第1号議案

平成25年度事業報告

1. 概況報告

日本カツオ学会は、カツオに興味や関心を持つ、あらゆる人々が集い、各種の情報交換をはじめ、相互の交流と連携をもとに、調査研究を継続して行う機会、協働の図れる場づくりを目指して、産学官からなる発起人のもとに平成23年1月8日 高知県黒潮町で誕生した。

本学会は、会費収入を主たる財源としていることから、その後、徐々に発起人や関係自治体などを中心として、会員確保の活動を開始するとともに、カツオに関係する企業群にも本学会への参画について声掛けを進めて行った。

この結果、現状では（平成26年1月末）、個人会員128名、団体会員36団体、賛助会員4団体の会員登録を得るまでになっている。

「会報誌」の発行については、5月と10月に2回発行を行った。

2. カツオフォーラム

本年度の中心事業として「2013 カツオフォーラム in 日南」を位置づけ、宮崎県日南市他の多大な御尽力を得て、平成25年12月7日(土)に宮崎県日南市南郷ハートフルセンターを会場として、下記のプログラムで参加者約600名の参加を得て盛会裏に開催できた。

また、フォーラムを受け、日南大会宣言が提言された（詳細は5頁）。

記

①. 特別講演

「震災からの復興と水産都市としてのまちづくり」

気仙沼市市長 菅原 茂 氏

②. 基調講演

「カツオ一本釣り漁業の収益性向上に向けた取り組み」

(独)水産総合研究センター開発調査センター所長 井上清和 氏

③. パネルディスカッション

テーマ「資源・漁法・食から見たカツオの未来と地域経済」

進行：日本カツオ学会 副会長 受田 浩之 氏

パネリスト：気仙沼市市長 菅原 茂 氏

：株式会社FBTプランニング代表取締役 久塚 智明 氏

：外浦鰹船船主組合組合長 河野 賢二 氏



(Japan Skipjack tuna Society)

：宮崎県鯉部会会長 上牧 英雄 氏
：日南商工会議所事務局長 黒田 泰裕 氏

④. 日南大会宣言

⑤. 大会旗継承宣言 日南市から中土佐町へ

3. カツオセミナー

カツオフォーラムと異なり、学術関係者やカツオに関係する企業の方々の発表の場として、カツオセミナーを位置づけ、第1回目である平成24年度から引き続き、第2回「2013カツオセミナーin高知」を、平成25年6月22日(土)、高知大学朝倉キャンパス メディアの森・メディアホールを会場に開催した。下記のプログラムで、研究者や水産関係者、食品産業従事者等、約80名が参加を得て、盛会裏に開催できた。

記

- ①. 基調講演 座長：日本カツオ学会 副会長 受田 浩之 氏
(独)水産総合研究センター開発調査センター 開発調査専門役
山下 秀幸 氏
「かつお一本釣り漁業の収益性改善に向けて」
～開発調査センターの取り組み～
- ②. 一般講演 座長：日本カツオ学会 副会長 久塚 智明 氏
東北大学 災害科学国際研究所 川島 秀一 氏
「災害とカツオ漁」
味の素 株式会社 杉本 信幸 氏
「太平洋沿岸カツオ標識放流調査 ～日本近海への来遊特性の解明
(南西諸島海域におけるカツオの移動 および遊泳行動)～」
有限会社 泉利昆布海産 泉谷 伸司 氏
「次世代に伝えるだし文化、地元にも根ざした食育のあり方
～日本古来の『出汁』DASHI 『旨味』UMAMI をはじめ日本の伝統食
(家庭の味)を伝えて行く使命感～」
- ③. 企業講演 座長：日本カツオ学会 会長 若林 良和 氏
高知大学教育学部 菊地るみ子 氏
「土佐の風土に根ざした地域教材開発－カツオ－
その1 教材開発の概要」
高知市立朝倉第二小学校 山本 哲治 氏
「土佐の風土に根ざした地域教材開発－カツオ－
その2 小学校5年生における授業実践」
高知大学教育学部 柴 英里 氏



(Japan Skipjack tuna Society)

「土佐の風土に根ざした地域教材開発ーカツオー
その3 料理編の授業実践と総括」

4. 国土交通省・広域的地域間共助推進事業『「カツオがつなぐ絆」～黒潮ネットワークによる広域的地域間共助～』

カツオ漁港の食と防災による地域間ネットワークの構築に向けて、かーちゃんサミットの開催、カツオ料理レシピコンテストの実施、カツオレシピ冊子の発刊、防災ワークショップの実施、防災フォーラムの開催、「カツオ漁港のかあちゃん宣言 2013」の採択等の事業を遂行し、成果を国土交通省（平成26年3月3日開催）の成果報告会に発表した。

5. 役員会

平成26年2月12日（水）午後5時30分から6時30分まで高知市にて若林会長、受田副会長、濱田会計役、吉用事務局長、川島運営委員の参加と他の役員については、委任状により会議を成立させ、開催した。

協議事項としては、

- ① 平成25年度事業報告について
- ② 平成25年度収支決算報告（見込み）について
- ③ 平成26年度事業計画(案)について
- ④ 平成26年度収支予算(案)について
- ⑤ その他

以上を協議し、通常総会へ諮ることとした。

6. 会報誌の発行

「会報誌」の発行は、本学会を広く広報するとともに会員確保の一助とするために、当初より計画して検討してきた。

5月、10月の2回の発行となった。

なお、それぞれの会報誌の概要は次のとおりである。

(1) 日本カツオ学会会報（第3巻・第1号）の概要・・・4月発行

- ① 日本カツオ学会の活動方針
- ② 日本カツオ学会平成25年度通常総会のお知らせ
- ③ 「2013 カツオセミナーin 高知」のお知らせ
- ④ 【特別寄稿】漁業民俗研究の視座

ー近海カツオー本釣り漁業者とのかかわりからー



(Japan Skipjack tuna Society)

大阪府立旭高等学校 増崎勝敏 氏

⑤ 「2012 カツオフォーラム in 宮古島」講演内容（報告書からの抜粋）

(2) 日本カツオ学会会報（第2巻・第2号）の概要・・・2月発行

- ① 日本カツオ学会の活動方針
- ② 日本カツオ学会平成25年度通常総会
- ③ 「2013 カツオセミナーin 高知」開催報告
- ④ 「2013 カツオフォーラム in 日南」開催案内
- ⑤ 新着情報・カツオの広場】
 - 「第3回枕崎カツオマイスター検定」参加者募集！
 - 第3回「生物多様性 日本アワード」受賞決定

7. 共催・後援等

「第3回枕崎カツオマイスター検定」を計画している枕崎カツオマイスター検定推進協議会(会長：枕崎市長)から要請があり昨年に引き続き、共催した。

認定試験：平成25年11月2日・3日



(Japan Skipjack tuna Society)

日南大会宣言

カツオは、昔から貴重な水産資源として多くの家庭で食され、「初鯨」や「戻り鯨」など、季節により呼び名を変え親しまれている。また、各地で様々な郷土料理や保存食に姿を変え、特に鯨節については長期保存を可能とし、日本を代表する味の一つとなっている。

しかし近年、カツオ資源の減少が叫ばれるようになり、漁業者は今後のカツオ漁業の継続に危機感を募らせている。

そこで「2013 カツオフォーラム in 日南」において、グローバルな視点と地域や立場を越えてカツオ資源の実態を報告・協議・検討し、次のとおり宣言する。

1 カツオ資源の保護について

近年の国際的な食に対する趣向の変化によりカツオの需要が急速に拡大しており、それに伴う海外のカツオ漁獲量の著しい増加が懸念されている。

将来にわたり、カツオ漁やカツオ産業を継続するためには、資源の把握や管理が必要であるため、日本全国のカツオ産業が盛んな地域と大学等研究機関や企業、学識者、行政等が連携し、資源保護について国内外の様々な場へ発信する。

2 カツオ一本釣り漁法の継承について

先人たちが発達させてきた伝統ある「カツオ一本釣り漁法」は、カツオ資源を守るうえで継続可能な漁業として有効であるものの、減少の一途をたどっている。

カツオ資源を守り、日本の食文化を守るためには「カツオ一本釣り漁法」を次世代へ継承することが必要であることから、収益性・資源保護の優位性を検証し「カツオ一本釣り漁法」の更なる発展を目指す。

3 カツオの食文化再構築について

日本において、カツオは生活風土、食文化等に深く根付いており、以前から、どこかの家庭の食卓にも並び喜ばれてきた。

「近海カツオ一本釣り漁獲量日本一」である日南市においても「新鮮で美味しいカツオ」を提供することは勿論であるが、各地の郷土料理や新たな創作料理、また、カツオの持つ機能性について、地域を越えて共有することでカツオ食文化を再構築する。

平成25年12月7日

日南市カツオフォーラム実行委員会

日本カツオ学会

第2号議案 平成25年度 日本カツオ学会 収支決算書
3-1

【収入の部】

費 目	予算額	決算額	増減(△)額	説 明
1. 会 費	816,000	584,000	△ 232,000	
個人会員	306,000	174,000	△ 132,000	58件 × 3,000円 = 174,000円
団体会員	360,000	260,000	△ 100,000	26件 × 10,000円 = 260,000円
賛助会員	150,000	150,000	0	5件 × 30,000円 = 150,000円
2. 雑 入	8,501,777	8,211,916	△ 289,861	
地域間共助 連携事業	8,500,000	8,124,286	△ 375,714	地域間共助連携事業 8,124,286円
雑 入	1,777	87,630	85,853	87,630円
3. 繰 越 金	426,223	426,223	0	
前年度繰越金	426,223	426,223	0	前年度繰越し金 426,223円
合 計	9,744,000	9,222,139	△ 521,861	

【支出の部】

費 目	予算額	決算額	増減(△)額	説 明
1. 事 業 費	9,130,690	8,573,076	△ 557,614	
総 会 費	20,000	0	△ 20,000	
カツオ セミナー費	100,000	88,100	△ 11,900	5/12：学会総会での講師旅費 88,100円
カツオシン ポジウム費	300,000	300,000	0	カツオフォーラムin日南実行委員 会補助金 300,000円
広 報 費	60,690	60,690	0	学会HP年間ランニング費用 60,690円
会 報 費	150,000	0	△ 150,000	
地域間共助 連携事業	8,500,000	8,124,286	△ 375,714	地域間共助連携事業 8,124,286円
2. 事 務 局 費	110,000	123,431	13,431	
事 務 経 費	110,000	123,431	13,431	振込手数料 2,940円 国交省事業ヒアリング旅費 63,635円 会報発行に伴う通信運搬費 56,856円
3. 予 備 費	503,310	0	△ 503,310	
予 備 費	503,310	0	△ 503,310	
合 計	9,744,000	8,696,507	△ 1,047,493	

歳入歳出決算

【収入】

【支出】

9,222,139 円 — 8,696,507 円 = 552,632 円
を翌年度へ繰り越す。

第2号議案
3-2

国土交通省 平成25年度広域的地域間共助推進事業

件名：「カツオがつなぐ絆」～黒潮ネットワークによる広域的地域間共助

期間：平成25年6月27日～平成26年3月14日

(単位：円)

区 分	決算額
1. 共通経費	2,701,600
(1) 外注費 (カツオレシピブック編集支援)	2,205,000
(2) 事務経費	496,600
2. 個別事業経費	2,622,686
(1) カツオ漁業のかあちゃんサミットの開催	1,813,280
(2) カツオを機軸とした防災事業	809,406
地域の実情に応じた「生活者視点による活動計画・防災協定」ワークショップ	808,046
防災ミニフォーラムの開催	1,360
3. 業務委託経費	2,800,000
業務委託費 (事務局の企画・運營業務支援、資料作成支援等)	2,800,000
合 計	8,124,286

監 査 報 告 書


平成25年度日本カツオ学会の会計監査の結果を下記のとおり報告いたします。

1 監査年月日 平成 26年 6月 1日

2 監査結果

平成25年度 日本カツオ学会の収支決算について監査したところ、会計諸帳簿・証票書類等、いずれも正確にかつ適正に処理され不都合な点を発見せず、正当なものと認めたので報告します。

平成 26年 6月 1日

監事 黒田輝彦 

監事 二宮真弓 



平成26年度事業計画(案)

日本カツオ学会は、平成23年1月8日の発足以来、4年目を迎え、カツオフォーラム、カツオセミナーを開催し、カツオ学会関係者並びにカツオ産業関係者の皆様が本学会活動を通じて、カツオの資源・経済・社会・文化など多様な価値を問い直すことを念頭に、次のとおり事業展開を行う。

1. 「2014 カツオセミナー in 高知」の開催

学術関係者や企業人からの情報発信の場としてのカツオセミナーを開催

- (1) 日時：平成26年6月28日(土)(通常総会に引き続き)
- (2) 場所：高知大学朝倉キャンパス(メディアの森メディアホール)
- (3) 概要
 - ① 開会の挨拶・・・日本カツオ学会会長、高知県水産振興部長
 - ② 基調講演(共同発表)

杉本信幸(味の素(株) 環境・安全部 兼 CSR 部)
「太平洋沿岸カツオ標識放流共同調査と一連の協働・普及啓発活動」

小倉未基((独)水産総合研究センター国際水産資源研究所
かつお・まぐろ資源部)
「アーカイバルタグ調査による日本近海におけるカツオ北上来遊行動」
「中西部太平洋のカツオ漁業と資源の現状」
 - ③ 基調講演
小倉未基((独)水産総合研究センター国際水産資源研究所
かつお・まぐろ資源部)
「中西部太平洋のカツオ漁業と資源の現状」
 - ④ 特別講演
川島秀一(東北大学災害科学国際研究所 人間・社会対応研究部門 災害文化研究分野 教授)
「カツオ漁の風土と災害」
 - ⑤ 一般講演
北村和之(株)泉井鐵工所「鮮度保持技術 ～スラリーアイスによる鮮度保持～」
中越竜夫(株)中土佐町地域振興公社
「カツオの鮮度に着目した付加価値創造の取り組み」
松本泰典(高知工科大学 地域連携機構)
「マルソウダガツオ(メジカ)の高鮮度保持流通の取り組み」
林翠芳(高知大学)
「土佐の風土に根ざした地域教材開発ーカツオー」その1カツオによる国際連携教育
岡谷英明(高知大学)
「土佐の風土に根ざした地域教材開発ーカツオー」
その2モルディブ共和国における現地調査



(Japan skipjack tuna Society)

芝 京（高知市立小高坂小学校）

「土佐の風土に根ざした地域教材開発－カツオ－」その3 授業実践と副読本作成

⑥ 交流会の実施・・・学内学生会館 2 階ホールで立食パーティー

2. 「2014 カツオフォーラム i n 中土佐」の開催

自治体や現場の声を反映する場としてのカツオフォーラムを開催

- (1) 日 時：平成 2 7 年 1 月 1 7 日、1 8 日（予定）
- (2) 場 所：中土佐町交流会館ホール（予定）
- (3) 概 要：「2013 カツオフォーラム i n 日南」を参考としながら、中土佐町独自の演出を検討・協議願う

3. 国土交通省・広域的地域間共助推進事業『「カツオがつなぐ絆」～黒潮ネットワークによる広域的地域間共助～』

広域的地域間共助推進委員会を設置し、主旨及び目的に賛同する自治体等と共に防災協力体制構築のための協議を行い、自治体間協定の締結を目指す。

4. 会員の確保

地域・領域・学問・立場など様々なレベルを超えて、つむぎ合うために、全国のカツオに興味や関心を持つ多くの人に参加を呼び掛け、学会の発展を目指す。

また、年度の切り替え時期には、最も多い個人会員の人事異動などを考慮して、関係機関においては、会員の維持・確保に向けた対応を積極的に行っていく。

5. 恒常的事業

(1) 日本カツオ学会ホームページの充実

平成 2 3 年 9 月に立ち上げた本学会のホームページの充実を図るとともに、会員相互の情報交換の場として活用、展開していく。

(2) 日本カツオ学会会報誌の発行

本学会活動を広く広報し周知を図るために、引き続き会報誌を発行する。発行回数は 3 回とする。

(3) 役員会及び企画委員会と編集委員会の開催

必要に応じて、臨時役員会や両委員会の開催を行う。

特に、企画委員会と編集委員会にあっては、メール会議等を活用して各委員に周知を図りながら、意見集約を行い、より多くの意見が結果に反映できるように対応していく。

第4号議案

平成26年度 日本カツオ学会収支予算書（案）

収入の部

単位：円

費目	前年予算額	予算額	増減額	説明
1. 会費	816,000	541,000	△ 275,000	
個人会員	306,000	141,000	△ 165,000	47人 × 3,000円 = 141,000円
団体会員	360,000	250,000	△ 110,000	25団体 × 10,000円 = 250,000円
賛助会員	150,000	150,000	0	5団体 × 30,000円 = 150,000円
2. 雑入	8,501,777	56,244	△ 8,445,533	
国土交通省	8,500,000	0	△ 8,500,000	
雑入	1,777	56,244	54,467	預金、金利他
3. 繰越金	426,223	525,632	99,409	
前年度繰越金	426,223	525,632	99,409	
合計	9,744,000	1,122,876	△ 8,621,124	

支出の部

単位：円

費目	前年予算額	予算額	増減額	説明
1. 事業費	9,130,690	631,425	△ 8,499,265	
総会費	20,000	20,000	0	平成26年6月28日（土）開催
カツオセミナー費	100,000	100,000	0	平成26年6月28日（土）開催
カツオシンポジウム費	300,000	300,000	0	中土佐町実行委員会 300,000円
広報費	60,690	61,425	735	H P維持費 60,690円
会報費	150,000	150,000	0	会報誌発行（50,000円×3回）
広域的地域間共助推進事業	8,500,000	0	△ 8,500,000	
2. 事務局経費	110,000	110,000	0	
事務経費	110,000	110,000	0	通信運搬費 20,000円 監事旅費（2人分） 90,000円 土佐清水～黒潮町（1泊2日）10,000円 東京～黒潮町（1泊2日）80,000円
3. 予備費	503,310	381,451	△ 121,859	
予備費	503,310	381,451	△ 121,859	
合計	9,744,000	1,122,876	△ 8,621,124	

定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

顧問設置に係る条項の新設

本学会の運営等について、求められて高度な意見を述べて頂く人材を確保し、専門的見地から指導、助言を受けることによって、学会の機能強化を図るため。

2. 定款変更の理由

主たる事務所の住所変更

平成26年4月1日の組織変更に伴い、国際・地域連携センターが地域連携推進センターに建物名称変更となったため。

3. 定款変更の内容

変更内容は、別紙 現行定款・変更定款案新旧比較表（案）のとおり

4. 日程

臨時役員会審議承認（メール会議） 平成26年6月18日（水）～23日（月）

定款変更に関するお知らせ（日本カツオ学会ホームページ）

平成26年6月23日（月）

平成26年度通常総会において定款変更審議 平成26年6月28日（土）開催

定款変更効力の発生日 平成26年6月28日（土）予定

5. 添付資料

現行定款・変更定款案新旧比較表（案）

日本カツオ学会定款（変更案）

日本カツオ学会定款

第5号議案

4-2

別紙

現行定款・変更定款案新旧比較表（案）

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 条項省略 （事務所）</p> <p>第2条 本会の主たる事務所を高知市朝倉本町2丁目17-47 <u>国立大学法人高知大学国際・地域連携センター内に置く。</u></p> <p>第3条～第4条 条項省略</p> <p>第2章 会 員</p> <p>第5条～第11条 条項省略</p> <p>第3章 役 員</p> <p>第12条～第17条 条項省略</p> <p>（新規 章及び条項）</p> <p>第4章 総 会</p> <p>第18条～第25条 条項省略</p> <p>第5章 役員会</p> <p>第26条～第29条 条項省略</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 条項省略 （事務所）</p> <p>第2条 本会の主たる事務所を高知市朝倉本町2丁目17-47 <u>国立大学法人高知大学地域連携推進センター内に置く。</u></p> <p>第3条～第4条 条項省略</p> <p>第2章 会 員</p> <p>第5条～第11条 条項省略</p> <p>第3章 役 員</p> <p>第12条～第17条 条項省略</p> <p>第4章 顧 問</p> <p><u>（顧問）</u></p> <p><u>第18条 本会に顧問を置くことができる。</u></p> <p><u>2 顧問は、学識経験のある者又は本会に功労のあった者の中から総会の承認を経て、会長が委嘱する。</u></p> <p><u>3 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。</u></p> <p><u>4 顧問は、無報酬とする。</u></p> <p><u>5 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>第5章 総 会</p> <p>第19条～第26条 条項省略</p> <p>第6章 役員会</p> <p>第27条～第30条 条項省略</p>

<p><u>第6章</u> 資産及び会計 <u>第30条～第34条</u> 条項省略</p> <p><u>第7章</u> 定款の変更及び解散 <u>第35条～第37条</u> 条項省略</p> <p><u>第8章</u> 事務局 <u>第38条～第39条</u> 条項省略</p> <p><u>第9章</u> 企画委員会 <u>第40条～第42条</u> 条項省略</p> <p><u>第10章</u> 編集委員会 <u>第43条～第45条</u> 条項省略</p> <p><u>第11章</u> 補則 <u>第46条</u> 条項省略</p> <p>附則 1～3 省略</p> <p>(新規 附則)</p>	<p><u>第7章</u> 資産及び会計 <u>第31条～第35条</u> 条項省略</p> <p><u>第8章</u> 定款の変更及び解散 <u>第36条～第38条</u> 条項省略</p> <p><u>第9章</u> 事務局 <u>第39条～第40条</u> 条項省略</p> <p><u>第10章</u> 企画委員会 <u>第41条～第43条</u> 条項省略</p> <p><u>第11章</u> 編集委員会 <u>第44条～第46条</u> 条項省略</p> <p><u>第12章</u> 補則 <u>第47条</u> 条項省略</p> <p>附則 1～3 省略</p> <p>附則 <u>この定款は、平成 年 月 日から施行する。</u></p>
--	---

第5号議案

4-3

日本カツオ学会 定款 (変更案)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本カツオ学会（英名：Japan Skipjack tuna Society）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を高知市朝倉本町2丁目17-47 国立大学法人高知大学地域連携推進センター内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、日本の豊かな食文化を醸成してきたカツオの価値を見直し、カツオとの「上手な付き合い方」を探るために、カツオ産業の盛んな地域と産・学・官の関係者、及び、カツオに興味のある人々が集い、情報や意見を交換して、将来にわたり、カツオに関する多面的な事業を推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) カツオに関するイベント（フォーラム及びセミナー等）の開催
- (2) カツオに関する調査及び研究等の実施
- (3) カツオに関する刊行物（学会誌、会報、書籍等）の出版
- (4) カツオに関するネットワークの整備
- (5) その他、本学会の目的を達成するための諸事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 個人会員：本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員：本会の目的に賛同して入会した団体
- (3) 賛助会員：本会の目的に賛同して入会した企業・団体・機関・個人

2 会員は、本会発行の会誌及び会報の配布を受け、併せて会誌、会報に投稿すること、本会主催のフォーラム及びセミナー等で発表することができる。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きにて会長に申し込まなければならない。ただし、本会の目的に反する行為を行った者や、学会の名誉を著しく損なう行為を行った者に対しては、運営委員会に諮り、入会を拒むことができる。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である企業・団体・機関が消滅したとき

(3) 2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退 会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の一つに該当する場合には、総会において、出席した個人会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名
会計役	1名
事務局長	1名
運営委員	若干名
監 事	2名

(選任等)

第13条 役員は総会において選任する。

2 監事については、会員以外の者から選任することができる。

3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(職 務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

- 3 会計役は、本会における資産の管理、運用及び決算に関する業務を司る。
- 4 事務局長は、事務局を統括する。
- 5 運営委員は本会の運営及び事業の推進を図る。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 資産及び会計の状況を監査すること
 - (2) 役員の実務執行の状況を監査すること
 - (3) 資産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、役員会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会若しくは役員会の招集を請求し、又は総会若しくは役員会を招集すること

(任期)

第15条 役員の実任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の実任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は実任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき(報酬等)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員を置く場合、その役員は予算の範囲以内で有給とすることができる。

- 2 役員には、予算の範囲以内で費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 顧問

(顧問)

第18条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者又は本会に功労のあった者の中から総会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べるることができる。ただし、表決に加わることはできない。
- 4 顧問は、無報酬とする。
- 5 顧問の実任期は、委嘱した会長の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 総会

(種類)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、個人会員及び団体会員をもって構成する。

- 2 個人会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 団体会員は、総会において、代表者1個の議決権を有する。

(権能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) その他業務に関する重要事項で役員会において必要と認めるもの

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
 - (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 審議事項及び議決事項
 - (3) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、その会議において選任された議長が、署名をしなければならない。

第6章 役員会

(構成)

第27条 役員会は、監事以外の役員をもって構成する。

(権能)

第28条 役員会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第29条 役員会は、通常役員会と臨時役員会の2種とする。

2 通常役員会は、年に1回開催する。

3 臨時役員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 監事を除く役員現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- (4) 第14条第6項第4号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第30条 役員会は、前条第3項第4号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 役員会は、監事を除く役員現在数の過半数の出席で成立する。ただし、委任状を提出した者は出席とみなす。

3 臨時役員会は、必要に応じて電子メールやその他の通信手段を用いて審議を行い、決定することができる。この決定に関しては、監事を除く全役員の過半数の同意をもってなされる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会計役が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算並びに事業報告及び決算)

第33条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、総会の議決を得なければならない。また、事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告、収支計算書として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第34条 会長は役員会の議決を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款の変更は、総会議決を得なければならない。

(解散)

第37条 本会は、総会において出席した議決権を有する会員の4分の3以上の議決を経なければ解散できないものとする。

(残余資産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する資産は、総会において会員現在数の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第39条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。事務局は事務局長及び事務局員で構成し、事務局長がこれを代表する。

2 事務局員は、会長が委嘱する。

3 事務局の組織運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第40条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 役員及び事務局員の名簿

(4) 総会及び役員議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) その他必要な帳簿及び書類

第10章 企画委員会

(設置等)

第41条 役員会のもとに企画委員会を置く。企画委員会は企画委員長及び企画委員で構成し、企画委員長がこれを代表する。

(選任等)

第42条 企画委員は若干名とし、役員から役員会の議を経て選任する。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 企画委員長は、選任された企画委員の互選による。

(職務)

第43条 企画委員会は、本会の実施する事業の企画を主管する。

第11章 編集委員会

(設置等)

第44条 役員会のもとに編集委員会を置く。編集委員会は編集委員長及び編集委員で構成する。

(選任等)

第45条 編集委員は、役員から役員会の議を経て選任する。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 編集委員長は、選任された編集委員の互選による。

(職務)

第46条 編集委員会は、本会の発行する会誌その他の出版物の編集業務を主管する。

第12章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、本会の設立の日（平成23年1月8日）から施行する。

2 本会の会費は別表1のとおりとする。

(別表1)

会 員 種 別	年 会 費
個人会員	3,000円

団体会員		10, 000 円
賛助会員	一口	30, 000 円 (1 口以上)

3 本会設立後、最初の会計年度は、本会設立総会終了の日から平成24年3月31日までとする。

附則

この定款は、平成26年6月28日から施行する。

日本カツオ学会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本カツオ学会（英名：Japan Skipjack tuna Society）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を高知市朝倉本町2丁目17-47 国立大学法人高知大学国際・地域連携センター内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、日本の豊かな食文化を醸成してきたカツオの価値を見直し、カツオとの「上手な付き合い方」を探るために、カツオ産業の盛んな地域と産・学・官の関係者、及び、カツオに興味のある人々が集い、情報や意見を交換して、将来にわたり、カツオに関する多面的な事業を推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) カツオに関するイベント（フォーラム及びセミナー等）の開催
- (2) カツオに関する調査及び研究等の実施
- (3) カツオに関する刊行物（学会誌、会報、書籍等）の出版
- (4) カツオに関するネットワークの整備
- (5) その他、本学会の目的を達成するための諸事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 個人会員：本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員：本会の目的に賛同して入会した団体
- (3) 賛助会員：本会の目的に賛同して入会した企業・団体・機関・個人

2 会員は、本会発行の会誌及び会報の配布を受け、併せて会誌、会報に投稿すること、本会主催のフォーラム及びセミナー等で発表することができる。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きにて会長に申し込まなければならない。ただし、本会の目的に反する行為を行った者や、学会の名誉を著しく損なう行為を行った者に対しては、運営委員会に諮り、入会を拒むことができる。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である企業・団体・機関が消滅したとき

(3) 2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退 会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の一つに該当する場合には、総会において、出席した個人会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	3名
会計役	1名
事務局長	1名
運営委員	若干名
監 事	2名

(選任等)

第13条 役員は総会において選任する。

2 監事については、会員以外の者から選任することができる。

3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(職 務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

3 会計役は、本会における資産の管理、運用及び決算に関する業務を司る。

- 4 事務局長は、事務局を統括する。
- 5 運営委員は本会の運営及び事業の推進を図る。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 資産及び会計の状況を監査すること
 - (2) 役員の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 資産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、役員会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会若しくは役員会の招集を請求し、又は総会若しくは役員会を招集すること

(任 期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会において出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (報酬等)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員を置く場合、その役員は予算の範囲以内で有給とすることができる。

- 2 役員には、予算の範囲以内で費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総 会

(種 類)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第19条 総会は、個人会員及び団体会員をもって構成する。

- 2 個人会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 団体会員は、総会において、代表者1個の議決権を有する。

(権 能)

第20条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) その他業務に関する重要事項で役員会において必要と認めるもの

(開 催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事が招集したとき

(招 集)

第22条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(議 決)

第24条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 審議事項及び議決事項
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、その会議において選任された議長が、署名をしなければならない。

第5章 役員会

(構 成)

第26条 役員会は、監事以外の役員をもって構成する。

(権 能)

第27条 役員会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第28条 役員会は、通常役員会と臨時役員会の2種とする。

2 通常役員会は、年に1回開催する。

3 臨時役員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 監事を除く役員現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
 - (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
 - (4) 第14条第6項第4号の規定により、監事が招集したとき
- (招 集)

第29条 役員会は、前条第3項第4号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 役員会は、監事を除く役員現在数の過半数の出席で成立する。ただし、委任状を提出した者は出席とみなす。
- 3 臨時役員会は、必要に応じて電子メールやその他の通信手段を用いて審議を行い、決定することができる。この決定に関しては、監事を除く全役員の過半数の同意をもってなされる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会計役が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算並びに事業報告及び決算)

第32条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、総会の議決を得なければならない。また、事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告、収支計算書として作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第33条 会長は役員会の議決を経て、予算の成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款の変更は、総会議決を得なければならない。

(解散)

第36条 本会は、総会において出席した議決権を有する会員の4分の3以上の議決を経なければ解散できないものとする。

(残余資産の処分)

第37条 本会の解散のときに有する資産は、総会において会員現在数の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第38条 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。事務局は事務局長及び事務局員で構成し、事務局長がこれを代表する。

2 事務局員は、会長が委嘱する。

3 事務局の組織運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第39条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 役員及び事務局員の名簿

(4) 総会及び役員の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) その他必要な帳簿及び書類

第9章 企画委員会

(設置等)

第40条 役員会のもとに企画委員会を置く。企画委員会は企画委員長及び企画委員で構成し、企画委員長がこれを代表する。

(選任等)

第41条 企画委員は若干名とし、役員から役員会の議を経て選任する。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 企画委員長は、選任された企画委員の互選による。

(職務)

第42条 企画委員会は、本会の実施する事業の企画を主管する。

第10章 編集委員会

(設置等)

第43条 役員会のもとに編集委員会を置く。編集委員会は編集委員長及び編集委員で構成する。

(選任等)

第44条 編集委員は、役員から役員会の議を経て選任する。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 編集委員長は、選任された編集委員の互選による。

(職務)

第45条 編集委員会は、本会の発行する会誌その他の出版物の編集業務を主管する。

第11章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、本会の設立の日（平成23年1月8日）から施行する。

2 本会の会費は別表1のとおりとする。

(別表1)

会 員 種 別	年 会 費
個人会員	3,000円
団体会員	10,000円
賛助会員	一口 30,000円（1口以上）

3 本会設立後、最初の会計年度は、本会設立総会終了の日から平成24年3月31日までとする。

第6号議案

広域的地域間共助推進委員会設置要綱（案）

（設置及び目的）

第1 この要綱は、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を教訓として、黒潮に面する海で「カツオ」という地域資源（食・食文化、漁労文化、漁村の生活文化）を共有する地域間で連携して、防災、救助、応急対策、復興対策及び災害情報の収集・伝達等を総合的かつ計画的に実施できる防災協力体制を確立するために協議する機会を提供し、自治体間協定の締結に向けて調整を行うための方策を策定することを目的とし、広域的地域間共助推進委員会（以下「広域委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2 広域委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- （1）地域間連携による防災協力体制を確立するための協議機会の調整案の策定
- （2）自治体間協定の締結に向けての調整案の策定
- （3）その他広域的地域間共助推進に必要な事項

（構成）

第3 広域委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4 委員長は、会務を総理し、広域委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けてときは、その職務を代理する。

（任期）

第5 委員の任期は、地域間連携による防災協力体制を確立するための協議機会の調整案及び自治体間協定の締結に向けての調整案の策定を終えるまでの間とする。

（会議）

第6 広域委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初の広域委員会は、日本カツオ学会会長が招集する。

(代理者)

第7 委員はやむを得ない事情により広域委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の場合において、委員はあらかじめ代理者を指名し、委員長に届け出ていなければならない。

(庶務)

第8 広域委員会の庶務は、日本カツオ学会事務局において行う。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、広域委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第3関係）

所 属	氏 名
日本カツオ学会	若林 良和
日本カツオ学会	受田 浩之
日本カツオ学会	久塚 智明
日本カツオ学会	大西 勝也
日本カツオ学会	川島 秀一
日本カツオ学会	吉用武史
自治体等	
自治体等	
自治体等	
自治体等	
自治体等	
自治体等	
自治体等	
自治体等	
自治体等	